

介護老人福祉施設 ほたるの郷 契約書

様（以下「ご利用者様」と言う）と介護老人福祉施設「ほたるの郷」（以下「事業者」と言う）は、事業者がご利用者様に対して行う介護・福祉サービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者はご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護・福祉サービスを提供し、ご利用者様は事業者に対し、そのサービス料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この期間は、平成 年 月 日からご利用者様の要介護認定の有効期間満了までとします。
- 2 契約満了の14日前までに、ご利用者様から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつご利用者様が要介護認定の更新等で要介護者（要介護1～5）と認定された場合、契約は更新されたものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者の介護支援専門員は次の各号に定める業務を行います。

- ① ご利用者様が困っている問題について、ご本人様のご意向を伺った上で、お世話（介護）の内容、時期などの目標、お世話（介護）する上で配慮することなどについての計画（施設サービス計画）を作成します。
- ② 施設サービス計画は、ご利用者様の必要に応じて変更します。
- ③ 施設サービス計画を作成する場合や変更する場合は、その内容をご利用者様に説明します。

第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画の内容にそって、ご利用者様の着替え、食事、入浴、排泄などのお世話、その他介護保険法令の定める必要なお世話をします。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、ご利用者様の希望、状態に応じて適切なお世話をします。
- 2 ご利用者様が利用できるサービスの種類は契約書別紙の通りです。事業者は契約書別紙に定めた内容について、ご利用者様及びそのご家族様などに説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、ご利用者様や他ご利用者様の生命または、身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束は行いません。また、やむをえず身体拘束を行う場合は、ご利用者様に対して、拘束の根拠、内容等についての説明を行うものとします。

第5条（要介護認定にかかわる援助）

- 1 事業者は、ご利用者様が要介護認定の更新が円滑に行えるようお手伝いします。
- 2 事業者は、ご利用者様が希望する場合は、要介護認定の申請をご利用者様に代って行います。

第6条（サービス提供記録）

- 1 事業者は、サービス提供した経過を記録し、この記録を契約終了後2年間保管します。
- 2 ご利用者様は、ご自分に対する前項の記録を、午前9時から午後5時までの間、相談面接室で見ることができます。
- 3 ご利用者様は、ご希望すればご自分の記録をコピーし、受け取ることができます。

第7条（利用料金）

- 1 ご利用者様は、サービスを受けたことに対する対価として契約書別紙に定めるご利用者様単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計額をお支払していただきます。
- 2 事業者は、その月の料金の合計額を請求書に内訳を明らかにした明細書をつけて、翌月15日までにご利用者様に通知します。
- 3 ご利用者様は、その月の料金の合計額を請求書発行日より14日以内に以下の方法いずれかでお支払いしていただきます。
 - ① 指定金融機関への振込みによる支払い。
 - ② 郵便通帳よりの自動引き落としによる支払い。（手続きが必要）
- 4 事業者は、ご利用者様から料金の支払いを受けた時は、ご利用者様に対し領収書を発行します。
- 5 料金について、介護保険制度の改正等により、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は該当サービス利用料金を変更することができるものとします。

第8条（契約終了）

- 1 ご利用者様が施設を退所したい場合は、退所する14日前までに文書で通知していただくこととします。
- 2 次の各号にあてはまる場合、事業者はご利用者様に対して30日前までに文書で通知し、退所していただくものとします。
 - ① 正当な理由がなく、利用料金の支払いが3か月以上遅れ、文書で再度支払いを、お願いしても、その日から14日以内に支払っていただけない場合。
 - ② ご利用者様が医療機関に入院され、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月を過ぎても退院ができないことが明らかになった場合。
 - ③ ご利用者様またはご家族様等に、引き続き入所していただくことが困難な事由が生じた場合。
 - ④ やむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。
 - ⑤ ご利用者様が要介護認定更新等で自立または要支援と認定された場合。
- 3 次の理由にあてはまる場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① ご利用者様が他の介護保険施設に入所された場合。
 - ② ご利用者様が亡くなられた場合。

第9条（退所される時の援助）

事業者は、ご利用者様が退所される時はご利用者様及びご家族様の希望、退所後の生活などを考慮し、円滑な退所ができるよう必要な援助を行います。

第10条（金銭管理の委託）

ご利用者様で金銭管理が困難な場合は、事業者の金銭管理預かり規程に基づき、金銭管理を委託することができます。

第11条（遺留金品・退所時金品引渡し）

- 1 ご利用者様が万一亡くなられた時や退所時の為に、金品の受取人を指定した書類を作成していただき、あらかじめ事業者に預けるものとします。
- 2 事業者は、ご利用者様が亡くなられた時や退所時は、前項に定める書類に基づき、速やかに金品を受取人に引渡します。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び職員は、サービス提供をする上で知ったご利用者様及びご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはしません。この秘密を守る義務は、ご利用者様が退所された後も同じです。
- 2 事業者は、ご利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他事業者などに個人の情報を提供することはありません。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って、事業者に責任がある理由でご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に損害賠償をします。

第14条（連絡義務）

事業者は、ご利用者様に事故或いは健康状態が急変した場合等は、あらかじめ事業者に届け出されている連絡先にできる限り早く連絡すると共に、医師に連絡を取るなど必要な手配と処置をします。

第15条（相談・苦情などへの対応）

事業者は、ご利用者様からの相談、苦情などに応じる窓口を作り、施設設備、お世話などについてのご利用者様の相談、苦情などに対し、すみやかに解決するよう努めます。

第16条（契約外の事項）

- 1 ご利用者様及び事業者は信義誠意をもってこの契約書の内容を守るものとします。
- 2 この契約に定められていないことについては、介護保険法令その他諸法令に定められていることを尊重し、ご利用者様及び事業者の双方が誠意をもって話し合い、決めることとします。

第17条（裁判所の選択）

この契約により、やむをえず訴訟（裁判所に訴えること）となる場合は、ご利用者様及び事業者はご利用者様の所在地を管轄している裁判所を第一審（最初の裁判）管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者様及び事業者の双方が署名押印の上、1通ずつ保管することとします。

契約締結日 平成 年 月 日

事業者	所在地 名称 代表者	東京都あきる野市菅生1453番地 指定介護老人福祉施設 ほたるの郷 施設長 村木明美	印
-----	------------------	--	---

ご利用者様	所在地	氏名	印
-------	-----	----	---

保証人	所在地	氏名	印
-----	-----	----	---

保証人	所在地	氏名	印
-----	-----	----	---